

「令和6年度福岡県両立支援等ポータルサイト」構築業務仕様書
【企画提案書作成仕様書】

1 事業の目的

本業務は、「福岡県両立支援等ポータルサイト（仮称）」を構築し、仕事と家庭の両立支援制度や働き方改革、雇用関係助成金、企業の先進的な取組事例・優良事例、セミナー情報などの幅広い情報を一元的に発信することにより、必要な情報を必要な企業へ届け、両立支援等に取り組む企業の取組内容の充実を図る。

また、魅力ある職場づくりに積極的に取り組む企業等を本ポータルサイト上で広報することで企業の自主的な雇用環境の改善を促し、誰もが活躍できる職場づくりを推進する。

2 委託業務の概要

- (1) 福岡県両立支援等ポータルサイト（仮称）の構築
- (2) 管理マニュアルの作成、説明

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までの期間

4 内容

以下の内容からなる「福岡県両立支援等ポータルサイト（仮称）」を構築すること。

ポータルサイトの構築に当たっては、サイトコンセプト及びサイトの名称を設定し、サイトの基本設計を行い、デザイン画像等を含むコンテンツを制作のうえ、令和7年4月1日をもって開設・公開すること。

(1) サイトへのアクセス及びコンセプトの設定

ア ポータルサイトへのアクセスを確保するため、適切な検索エンジン最適化（SEO 対策）を講じること。

イ 事業の目的を達成するためのコンセプトを提案すること。

ウ 企業の経営者、人事労務担当者等の関心を引き、サイトを何度も閲覧・利用したくなるようなサイトの名称を提案すること。

(2) サイトおよびコンテンツの作成

ア システム環境

(ア) ウェブサーバー（レンタルサーバー可）は受託者にて準備・提供すること。

なお、委託契約期間中に発生する関連費用は、本事業費に含むものとする。

(イ) サーバーは日本国内のものを使用し、ウイルス対策や外部からの侵入、データ改ざん等への対策が講じられ、セキュリティ確保に関して十分な安全対策が取られているものとする。

(ウ) 障害発生時には、バックアップデータからの復旧等、速やかに対応措置を講じること。また、当初データについては、CD-R 等に保存しておくこと。

機器の設置、接続及び動作確認については受託者が実施すること。

ドメインは福岡県（以下「県」という。）と協議の上、県が指定した文字列を取得すること。

イ デザイン、構成

（ア）すべての閲覧者にとって、見やすく、利用しやすく、繰り返し閲覧し、または利用するよう、構成、デザイン及び色合いを工夫すること。

（イ）主な閲覧者として想定しているのは、企業の経営者、管理職、人事労務担当者等のほか、労働者、求職者も含むため、サイトにおける全ての項目について、当該閲覧者の関心を引くデザインとすること。

（ウ）「働く意欲のある誰もが活躍できる職場づくり」の推進につながる、役に立つサイトであることが伝わるようなデザインとすること。

（エ）構成については別添「福岡県両立支援等ポータルサイト（仮称）体系図」及び「福岡県両立支援等ポータルサイト（仮称）分類別イメージ一覧」のとおりとすること。

（オ）なお、内容の詳細については県と協議すること。

また、いずれの項目名も仮称であり、適切な項目名を提案すること。

ウ その他

（ア）各情報の検索性、誘導方法などレイアウト、各コンテンツの配置を利用しやすいものとすること。

（イ）ユーザビリティ・アクセシビリティについては、達成等級 AA の基準を目標とすること。日本工業規格 JIS X 8341-3 : 2016 に対応するよう配慮すること。

アクセシビリティ評価ツール等を使用し、企画に則って作成したことを証明すること。

（参考）みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

（ウ）パソコン、スマートフォン、タブレット等のマルチデバイスからの閲覧を想定したデザイン、構成とすること。

（エ）標準的なブラウザ（MicrosoftEdge、GoogleChrome、FireFox、Safari 等）で支障なく閲覧できるようにすること。

（オ）サイトの掲載情報を容易に編集・更新できる情報管理システム（CMS）を構築・設置すること。

（カ）Google アナリティクス等のアクセス集計・解析ができる機能を有するようにすること。

（キ）閲覧者により適切に情報を伝えるために、県と協議のうえ、必要に応じて、デザインの修正、コンテンツの更新、SEO 対策等、必要な見直し及び改善を行うこと。

（3）管理マニュアルの作成等

システム操作マニュアル（CMS 操作も含む）を作成し、県職員への操作研修を実施すること。

5 セキュリティ対策及び守秘義務

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、データを適切に管理するとともに、構築するサイトで取り扱う情報について、不正アクセスに対する適切な対処（ウイルス対策等）を行う等、万全なセキュリティ対策を講じること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者のほかに漏らし、又は本業務の履行以外の目的に使用してはならず、契約期間終了後も同様とすること。
万一、受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理すること。
- (3) 本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (4) ホームページへの通信は暗号化通信（HTTPS）とすること。
- (5) アクセスログの記録及び解析ができるものとし、直近1年以上保管すること。
- (6) データのバックアップは日次で自動的に実施し、保存期間を1か月以上とすること。
- (7) OS、ミドルウェア、データベースのバージョンアップ及びセキュリティパッチを定期的に適用すること。
- (8) 致命的なセキュリティリスクに対応するパッチは、速やかに適用すること。
- (9) その他、実施するセキュリティリスクの予防及び対策に向けた実施内容について、十分な説明を行うこと。
- (10) 緊急時の連絡体制表を策定すること。

6 他ホームページ等からの引継ぎ

令和6年度における①「福岡県子育て・介護応援宣言ホームページ」及び②「福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト」の運用・保守業務受託者等から、宣言登録情報等のデータベースについて確実に引き継ぎを受けること。なお詳細は、県と協議すること。

①の URL : <https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp/kosodate/index>

②の URL : <https://hatarakikatakaeru.pref.fukuoka.lg.jp/>

7 報告書及び成果物の提出

業務完了時に、以下の報告書及び成果物を提出すること。（いずれも電子データを含む。データはいずれも、CD-R または DVD-R に格納して納品すること。）

- (1) 議事録：打合せ等実施後5営業日以内
打合せ等が実施された場合、第三者が理解できるように簡潔にまとめた議事録
- (2) 業務実施計画書：契約締結後速やかに
仕様書に基づいた実施内容、体制、工程表等を示した資料
- (3) システム設計書：設計段階
概要設計、基本設計等の各種システム構築に係る設計をまとめた資料
- (4) テスト結果報告書：テスト実施後速やかに
テストの実行結果を記録した資料、アクセシビリティ達成等級 AA を証する資料

- (5) 運営管理体制表：運営開始前
運営・管理の体制、緊急連絡先等の情報や連絡フローが記載された資料
- (6) システム操作マニュアルと研修：運営開始前
管理画面の操作方法をまとめたマニュアルを基に研修を実施
- (7) 委託業務完了報告書（精算書を添付すること）

8 委託業務に関する留意点

- (1) 本業務の範囲内において実施可能であり、かつ、目的に沿った提案を積極的に行うこと。
- (2) ホームページの校正に当たっては、受託者の用意する検証用ホームページ（アドレス非公開、かつ、パスワードの設定を要する。）にアップロードし、事前に県の承認を得たうえで公開すること。なお、校正は、責了とせず、県が校了と判断するまで行うこと。
- (3) 受託者は、報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- (4) 受託者が本業務委託により制作したデータや写真、イラスト、文章等の著作権はすべて県に帰属するものとする。
- (5) 提案に当たっては、妥当性があり実現可能なものとなるよう、十分精査すること。
- (6) 受託者は契約後、速やかに仕様書に基づいた実施内容、体制、工程表等を示した資料を作成し、提出すること。
- (7) 企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (8) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (9) 受託者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (10) 委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、業務完了年度から起算して5年間保管すること。
- (11) 国及び県が実施する調査等に協力すること。
- (12) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議のうえ業務を進めるものとする。
- (13) 本業務の実施に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年1月29日福岡県訓令第1号）」に定めるところにより、本事業の実施に当たっては、障がい者が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実にいき、その社会的障壁の除去に可能な限りに努めなければならないこと。
- (14) 本業務の実施に当たっては、関係法令及び県の条例等を遵守すること。